

個人情報保護委員会（第159回）議事概要

- 1 日時：令和2年11月27日（金）14：30～15：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、熊澤委員、小川委員、中村委員、大島委員、
加藤委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員
三原事務局次長、赤阪参事官、片岡参事官、濱口参事官、松本参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（仮名加工情報）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

熊澤委員から「仮名加工情報は、言わば個人情報と匿名加工情報の中間的なものとして、企業におけるデータ活用によるイノベーション促進の観点から創設された制度である。実務的な観点からは、特に、匿名加工情報との差異を中心に多くの関心が寄せられていると承知。今後、事業者目線に立った分かりやすく使いやすい制度とすべく、匿名加工情報との差異の明確化を図るとともに、仮名加工情報の取扱いに係る基準が明確になるようしっかりと検討していくことが重要である」旨の発言があった。

大滝委員から「個人情報保護法は、保護と利活用のバランスを求めており、仮名加工情報も、制度としての信頼を得つつ事業者が活用できるツールであるべきと考えている。その点からも、本制度の周知が大変重要だと思う。仮名加工情報は、導入により複雑さが増すというよりも、むしろ、いかし方によって利活用しやすいツールになると思う。委員会は、これまでも個人情報の適正な利活用を進めるため、相談ダイヤル、P P Cビジネスサポートデスク等で対応を行っているが、仮名加工情報の制度を受けて、具体的な事例をしっかりと発信していくことを含めた多角的な周知や相談対応について、今後、一層の工夫が必要である。委員会としてもしっかりと対応していきたい」旨の発言があった。

丹野委員長から「これまで、改正法に関する政令・規則等の整備に向けた論点については、5回の議論を行ってきた。本日も議論いただいたが、政令・規則に関する主要な論点としては、これでおおむね議論されたのではないかと承知している。そこで、以前、政令・規則の成案についての議論の予定を来年1月頃としていたが、準備が整えば、スケジュールを前倒しして議論できればと思う」旨の発言があった。

- (2) 議題2：個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案等に

関する意見募集の結果について（オプトアウト届出、認定個人情報保護団体の認定等及び非識別加工情報の提供に関する、書面提出や押印等の制度・慣行の見直し関係）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり決定され、官報掲載等の手続を進めることとなった。

（３）議題３：独自利用事務の情報連携に係る届出について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

独自利用事務の情報連携に係る届出について原案のとおり了承され、総務大臣に通知することとなった。

以上